

ご相談はお済みでしょうか？

金田会計は皆様のよきご相談相手になることを目指しています。

2017

# 会社法を活用した少数株主の排除 ～株式併合・特別支配株主の売渡請求～



## ご案内

少数株主の存在は、経営者の悩みの種です。

少数株主は、配当請求・譲渡承認請求・役員への責任追及等で経営者の安定した会社運営を阻害します。会社法では、この問題を解決するため「少数株主を排除する方法」をいくつか準備しています。今回は、その中でも「株式併合」と「特別支配株主の売渡請求」を取り上げます。

### 議決権2/3以上所有者向け

#### 株式併合とは？

株式併合とは「数個の株式を1株に併合」し発行済株式数を減らすことを言います。併合の結果、1株未満となる株式は売却・排除されます。

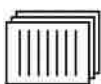
(例)

A社 株主名簿		
発行済株式	1000株	
経営者	800株	80%
叔父	200株	20%



⇒250株の株式を1株に併合

発行済株式	1000株 ÷ 250株 = 4株
経営者	800株 ÷ 250株 = 3.2株
叔父	200株 ÷ 250株 = 0.8株(端株化⇒排除)



### 議決権90%以上所有者向け

#### 特別支配株主の売渡請求とは？



90%以上所有株主




少数株主  
叔母10%

株主総会の度に、配当を請求される・・・  
やりづらいなあ・・・




90%以上所有株主には、少数株主の株式を所有者の承諾なしに強制的に買取の権利が認められています。

## 手続き

- ①株主への事前通知 (20日前まで)  
株主総会招集通知 (1~2週間前まで)  
通知と同時に事前開示開始
- ②株式併合決議 (株主総会・特別決議)  
⇒形式的な併合理由の説明が必要！  
(株式管理費用や資金調達不要を理由に)
- ③効力発生日⇒併合完了
- ④登記と事後開示 (6ヶ月間)  簡単ね！
- ⑤端株の売却手続き・株主への代金支払  
→取締役全員の同意と裁判所の許可  
→売却OR会社による買取を実施
- ⑥反対株主には、株式の買取請求権と形式的な差止請求権が認められます！

## 手続き

- ①取得日と買取価額を決定、資金を準備
- ②対象会社の取締役の承認  
(取締役会設置会社は取締役会の承認)
- ③少数株主への通知 (取得日の20日前)  
通知と同時に事前開示開始
- ④取得日到来⇒代金の決済、取得完了
- ⑤事後開示 (1年間)  手続きは簡便開示を重視！
- ⑥少数株主に認められる手続き  
・裁判所への売買価格決定の申立て  
(期限 通知の日～取得日の前日)  
・形式的な差止請求権

株式の適切な買取価額を算定することが必須の作業となります。

